

各部課長等 各位

企画調整部長 佐藤 喜仁
(公印省略)

令和4年度予算の編成方針について

にかほ市財務規則第6条の規定に基づき、次のとおり令和4年度予算の編成方針を定めたので通知します。

1. 国の動向

昨年戦後最悪の落ち込みを経験した世界経済は、再び前に向かって動き出しており、単なる景気回復に留まらず世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに生じている。デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆しなど、未来に向けた変化が大きく動き始めている。

世界的にも、グリーン投資やデジタル投資の加速とそれに対応した経済・産業構造の急速な変化、感染症のようなグローバルショックに対しても強靱な経済構造の追求、経済安全保障の視点を重視したサプライチェーンの見直しなど、これまでの延長線上にない変化が生じており、将来を見据えた戦略的な産業政策が求められている。

こうした内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作っていかなければならない。そのためにも、海外需要を取り込み、内外の直接投資も拡大して我が国の稼ぐ力を向上させ、経常収支が安定的に黒字化する状況を維持してショックに強いマクロ経済構造を保持していく。

菅内閣発足以降、2050年カーボンニュートラルの宣言、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁の創設、不妊治療の保険適用を始めとする少子化対策や子育て支援、地方の所得向上を重視した地方活性化など、日本が進めるべき改革の大きな方向性を示されてきた。今後、こうした改革の方向性に沿ってポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速するため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進する。

これにより、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換を実現する。あわせて、新たな時代に向けた人材育成、働く人がやりがいと生産性を共に高められる働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など成長を支える基盤づくりを進めるとしている。

2. 秋田県の動向

秋田県において、歳入面では、一般財源総額は増加する見込みとする一方、歳出面では、退職者の増加に伴う人件費の増や社会保障費の増、また公債費の漸増や各種基金の減により、収支不足は今年度を上回る見通しとなっており、さらに今後の感染症の状況により追加の対策が必要となることも考えられることから、財政の見通しは引き続き厳しい状況にあるとしている。その中で重点施策推進方針に掲げる次の施策を重点的な取組みに位置づける。

1 新プランの推進 県政の最重要課題である人口減少問題の克服に向け、新たに策定する「新秋田元気創造プラン」を推進する。特に、選択・集中プロジェクトである「賃金水準の向上」「カーボンニュートラルへの挑戦」「デジタル化の推進」について集中的に取り組むものとする。

2 新型コロナウイルス感染症への対応 令和4年度においても、引き続き、県民の生命と健康を守るため、検査・医療提供体制の確保を図るとともに、状況を踏まえて県内経済への下支えとなる対策を講じる。

また、「新秋田元気創造プラン」による新たな行政課題への対応や重点施策の推進を図るため、国庫補助制度や地方財政措置に即した財源を最大限活用するとともに、全ての事業について、実施の必要性や手段の妥当性の観点から見直しを行い、新規・拡充事業の財源を一般財源で40億円程度確保する。また、県の将来負担比率が全国平均に比して高く、今後も上昇が予測され、将来的に財政が硬直化する恐れがあることから、将来負担比率の低減に向け、財政2基金の一定の残高確保を目指すとともに、県債の積極的な償還、プライマリーバランスの黒字化に向けた新規債の発行抑制、交付税算入を考慮した起債の「質」の向上に取り組む、収支構造の改善を目指すとしている。

3. 市の財政状況

一般会計の令和2年度決算は、実質収支が約3億4,703万円の黒字となった。また、財政調整基金の積立・取崩し額などを加減した実質単年度収支は、令和元年度に行ったガス事業会計への貸付金の返還や、ふるさと納税の寄附金額の大幅増などにより、約10億6,866万円の黒字となった。しかし、歳入の一般財源は、市税は調定額（現年課税分）ベースで個人市民税が前年度比で2.38%、法人市民税が20.16%、純固定資産税が1.47%それぞれ減少した（市民税・純固定資産税の現年課税分の減は合わせて69百万円）。また、地方交付税も、普通交付税の合併算定替による段階的な減少の影響が大きく、1.15%（65百万円）の減となった。一般財源の減収に合わせ、人件費等の義務的経費や維持補修費が増加したことなどにより、経常収支比率は89.7%（前年度比1.2ポイント悪化）となり、財政構造は硬直化傾向にある。

令和2年度に限っては、ガス事業会計清算による貸付金収入（5億円）により財政調整基金からの繰入金に頼らない財政運営が可能であったものの、今後は、普通交付税における合併特例措置が終了したことによって交付額の更なる減少が見込まれるほか、地域経済の状況や生産年齢人口を中心とした人口減少などによる市税収入への影響は避けられない。一方、歳出においては、高齢化の進展に伴う扶助費や社会保障費の増加に加え、国が推進するグリーン社会・デジタル化への取組み等への対応に要する経費が増加するほか、公共施設等の維持管理及び更新に係る費用など、財政需要は益々増大し、財政状況は一層厳しさを増していくものと見込まれる。

令和2年度末の市債残高は、約143億8千万円となり、この決算に基づく財政健全化比率は、実質公債費比率が8.5%、将来負担比率が72.2%と、前年度比でいずれも改善している。しかし、実施計画において複数の大規模事業が予定されており、事業実施にあたっては基金の取崩しや市債発行による財源確保が必要になることから、充当可能基金残高の減少及び、市債償還額の相当程度の増加は必至である。

4. 予算編成の基本的な考え方

令和4年度の当初予算編成にあつては、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束後を見越して、国県の経済対策等と連動した取組みや「第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画 R4～8）」、「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策及び、「市長の2期目公約（7分野25項目）」に基づく事業・施策を推進する。

今後の財政運営が大変厳しい状況下ではあつても、将来に向けて真に必要な取組みには積極的に投資するとともに、将来の財政需要や災害への備えとして一定の基金残高を確保していく必要がある。今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、市の10年後、20年後の姿を見据え、事業（行政関与）の必要性、緊急性を踏まえ、厳格な優先順位付けによる事業の選択と集中を、これまで以上に強力に推進、徹底しなければならない。そのためにも、昨年度より開始した予算の事業管理を更に推し進め、事務事業に費やす総コストを的確に把握するとともに、行政評価結果を参考とし、必要とされる業務改善策を予算に反映するものとする。

【留意する計画等】

- 第2次総合発展計画（後期基本計画R4～8）
- 市長第2期公約（7分野25項目）
- 行財政改革大綱（第4次：R2～6）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期：R2～8）
- 事業実施計画（R4～6）
- 公共施設等総合管理計画（H29～R8）

5. 全体的事項

- 1) 令和4年度当初予算は、通年予算を編成する。

年度途中の補正は、除雪費のほか、国・県等の制度改正、特定財源の確定、災害、その他特別な理由がある場合に限定する。

ただし、翌年度予算に計上するより、補正予算に計上した方が、当該事業全般に係る経費総額の圧縮又は事業効果の向上が認められる場合はこの限りでない。その場合の財源にあつては、所管課において捻出することを原則とする。

- 2) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の新規・継続に関わらず、行政関与の必要性、緊急性などを精査し、事業の優先付けを必ず行うこと。

3) 既存事業についてはゼロベースからの見直しを行い、現在の市民ニーズとの適合、初期の目的・目標の達成状況等を検証し、事業継続の要否や再編の必要性を精査するとともに、特定財源を活用する方策がないか、不断に検討したうえで、予算要求すること。

特に、長期間にわたり継続してきた単独事業や、新型コロナウイルス感染症対策として中止した事業及び会議・イベント等については、改めて必要性・効果等を徹底的に検討し、事業の再構築を図ること。

4) 実施計画や総合戦略に基づく事業は、事業実施手法や実施工程を精査したうえで、実施年度や財源等を勘案・調整のうえ、計上すること。

新規・拡充事業の要求にあたっては、市の新たな財政負担につながるものであるから、原則、実施計画に基づいたもののみとし、その必要性や効果、後年度負担について明らかにすること。同時に、所管課において、類似の既存事業の廃止・縮小など、スクラップアンドビルドを徹底するとともに、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努め、事業費の積算に際しては、最大限、特定財源を活用すること。

5) 会計年度任用職員制度の開始により人件費負担は増大し、経常的経費に占める人件費率が高くなっている。人件費総額を抑制する観点から、会計年度任用職員の任用については、事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限度の人数・期間となるよう、ゼロベースで採用人数を見直すものとする。

一般事務に就く会計年度任用職員については、令和4年度の職員配置計画とともに別に機会を設け、検討することとする。

6) 令和3年度までの地区要望、議会等の要望事業について、令和4年度中に実施する旨の答弁をしている場合は、その内容を尊重しつつ、実施の方法を検討のうえ、遺漏のないよう計上すること。要望事業、市民との協働事業は、行政と市民の責務及び役割を明確化し、協力して行うべきもの、それぞれが行うべきものを精査・検討すること。

7) 予算要求は、すべて課長等が査定した内容で行うこととし、重要施策及び新規事業については、必ず部長査定を受けたうえでの要求とすること。

8) 施設の改修事業については、施設の劣化状況や重要度を考慮したうえで、施設改修に必要な最小限度の予算積算を行うこととし、中長期的視点をもって計画的に計上すること。また、大規模改修にあたっては、「にかほ市公共施設等総合管理計画」における検討を踏まえ、施設の規模及び設備内容等について、その必要性や他の既存施設の活用による廃止・休止の可否及び、機能集約・複合化の可能性についても十分な検討を行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図ること。

9) 各小・中学校予算は、本課において十分協議（ヒアリング）のうえ要求すること。

6. 歳入について

1) 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握し、見込み得る年間収入額を適正に見積ること。また、収納率の向上を図るため、より一層取組みを強化すること。

2) 分担金及び負担金

事業内容、受益度に応じた適正な受益者負担の確保を図ること。

3) 使用料及び手数料

手数料等関係法令に基づいて徴収するものについては、規定に基づき、近年の利用・申請状況を的確に分析したうえで、適正に計上すること。

4) 国県支出金

国、県等の施策の方向性や予算編成の動向を可能な限り把握し、新設の補助はもとより、補助制度の変更に的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。

国費・県費の削減による市の一般財源への振替(市単独事業として実施)は、原則として認めない。令和4年度から国・県支出金が廃止・削減される事業は、その内容を明らかにすること。

5) 財産収入

市有財産については、現状を把握し、財産運用収入や財産売却収入など適正な価格の積算により見込み額を計上すること。また、未利用の売却可能資産は積極的に売却を検討すること。

6) 市債

後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。また、予算計上にあたっては、交付税措置のある有利な事業債を優先すること。

7) その他

ふるさと納税の取組みを一層強化するとともに、公共施設や印刷物等への広告掲載、及びクラウドファンディングなどの歳入全般について、積極的に検討し財源確保に努めること。

7. 歳出について

【全体的事項】

- 1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)及び、実施計画に基づいた継続事業に係る経費又は、実施内容の変更を伴わない単価の上昇、数量の自然増などを除き、原則として令和3年度当初予算額を上限とする。
- 2) 国・県補助事業は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査のうえ、計上すること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招くことのないよう、国県の動向に留意しながら、優先度の高い事業を選択すること。
- 3) 貸付金については、制度継続の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期設定の有無等を必ず検証すること。
- 4) 各種団体等への負担金については、目的、効果及び必要性を再検証すること。
- 5) 施設の維持管理については、引き続き経費の節減を行うこと。施設のLED化を含め、設備の更改等には、整備後の維持管理費用などを含めたライフサイクルコストの軽減を考慮した整備に努めること。
- 6) 長期継続契約に基づく予算は、「契約期間」を見積書中に記載すること。
- 7) 会計年度任用職員については、国県補助事業の実施に要する場合及び、作業員・専門員等のみ計上すること。

8. 債務負担行為及び継続費について

- 1) 後年度における支出を義務付けるものであり、これを安易に設定することは将来の財政運営を圧迫し、財政の硬直化につながることになるので慎重を期すること。
- 2) 継続費は、事業費総額や年度割などに細心の注意を払い計上すること。

9. 特別会計及び企業会計に関すること

- 1) 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全財政の確保に努めること。
- 2) 企業会計は、収支見通しや資金計画を検討のうえ、一般会計に準じて編成すること。

10. 予算編成の日程等

予算要求入力可能日	令和3年11月 2日(火) から
予算要求入力期限	令和3年11月30日(火) 正午まで
ヒアリング期間(予定)	令和3年12月17日(金) から 令和4年 1月12日(水) まで